

柳井地域広域水道企業団建設工事条件付一般競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札に係る透明性、競争性、公平性をより確保するため、工事の規模、内容によって一定の条件を定めた上で、条件に適合する全ての者が入札に参加することができる条件付一般競争入札について必要な事務手続等を定めるものとする。

(関係市町)

第2条 この要領において「関係市町」とは、柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例（昭和58年条例第6号）第2条第1号の水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）及び同条第2号の水道事業（以下「水道事業」という。）が所在する市町をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札は、原則として、請負対象設計額が1,000万円を超える工事について実施する。

2 1,000万円以下の工事において、工事の内容等特別な理由があるときは、柳井地域広域水道企業団建設工事等指名審査会（以下「指名審査会」という。）の審査に諮り、条件付一般競争入札を行うことができるものとする。

3 1,000万円を超える工事において、工期、工事の内容、隣接工事の状況等特別な理由があるときは、指名審査会に諮り、条件付一般競争入札によらないことができるものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札の入札参加資格を有する者は、原則として関係市町内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者（以下「関係市町内業者」という。）とする。ただし、関係市町内業者に参加資格を有する者がいない場合、若しくは少数の場合、又は高度な技術を要する工事や特殊な工事等については、この限りでない。

2 前項に掲げるもののほか、条件付一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格要件として次の事項を定めるものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定への該当の有無

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定への該当の有無

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値

(4) 建設業法第3条第1項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可の有無

(5) 当該地域における本店、支店、営業所等の有無（工事の規模、内容による地域限定）

(6) 柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の有無

- (7) 出資比率（共同企業体の場合）
- (8) 本工事における他の企業体との関係（共同企業体の場合）
- (9) 同種・類似工事の施工実績
- (10) 当該工事の現場に専任で配置する監理技術者、主任技術者の要件
- (11) その他必要と認める事項

（入札参加資格確認申請に必要な書類）

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に規定するもののうち必要な書類を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加申請書（別記第1号様式）
- (2) 同種・類似工事の施工実績について記載した書類（別記第2号様式）
- (3) 主任技術者又は監理技術者の資格、工事経験、雇用関係（別記第3号様式）
- (4) 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書面（共同企業体の場合）
- (5) 総合評定値通知書の写し
- (6) 建設業許可通知書の写し
- (7) 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書面
- (8) その他必要な書類

（公告）

第6条 条件付一般競争入札の公告の内容は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）公告の内容

ア 入札に付する事項

- （ア）工事名
- （イ）工事場所
- （ウ）工事の概要
- （エ）工期
- （オ）その他

イ 入札参加資格

ウ 契約条項を示す場所

エ 入札に関する手続

オ 入札を執行する場所及び日時

カ 入札保証金

キ 無効入札

ク 落札者の決定方法

ケ その他必要な事項

（2）公告の方法

ア 公告期間 公告の日の翌日から一般競争入札参加申請書提出期限までは、10日（日曜日、土曜日及び休日を含む。）以上とする。

イ 掲示方法及び情報提供 柳井市役所の掲示場に掲示する。掲示を行った情報は、

ホームページ等を活用して幅広く情報提供を行うこととする。

(入札参加資格の確認)

第7条 事務局長は、提出された一般競争入札参加申請書を審査し、その結果を指名審査会に諮るものとする。

(入札参加資格の確認結果の通知)

第8条 企業長は、当該工事の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、入札参加資格適合・非適合通知書（別記第4号様式）により、入札参加資格確認申請者にその者に係る確認結果を通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 入札参加資格非適合の通知を受けた者は、非適合の理由に不服がある場合、入札参加資格非適合通知書に記載された日時までに、非適合理由説明申請書（別記第5号様式）を提出することができる。

2 企業長は、前項により入札参加資格非適合の理由を求められた場合には、その理由を説明するものとする。

(その他)

第10条 一般競争入札参加申請書等の作成に係る費用は、全て提出者の負担とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領は、用水供給事業が実施する条件付一般競争入札に適用する。

3 水道事業が実施する条件付一般競争入札については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、関係市町が現に定めている要領等をこの要領とみなして適用する。

4 前項の規定において、関係市町の要領等の規定中、「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは、「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月18日から適用する。